

令和7年7月16日

山中理司様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係  
(代表 03-3580-4111 (内線 2036) )

行政文書開示請求について（意思確認）

標記について、下記のとおり確認を求めるので、本年7月23日（水）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和7年5月27日（火）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和7年5月30日（金）

3 行政文書開示請求書に記載された請求内容

①令和6年4月8日の参議院決算委員会における国会答弁資料（判検交流に関する部分に限る。）

②平成24年に刑事分野の判検交流を止めた際に作成し、又は取得した文書

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

（1）上記3の①の請求内容について、その趣旨に該当すると思われる行政文書として、法務省本省では、次の行政文書を保有しております。

「国会答弁書（令和6年4月8日参・決算委 芳賀道也議員）」

（2）上記3の②の請求内容について、法務省本省では請求の趣旨に該当する行政文書を作成又は取得しておらず、又は保存期間満了により既に廃棄済みのため、保有しておりません。

したがって、このまま請求を維持された場合、行政文書の不存在を理由とする不開示決定がなされることが見込まれます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか別紙にて回答願います。

5 開示請求手数料について

上記4（1）及び（2）の請求を維持される場合、開示請求件数は2件（ただし、上記4（2）については、行政文書の不存在による不開示決定が見込まれます。）、開示請求手数料は600円となります。

現在、あなたからは、開示請求手数料として収入印紙600円分を受領していますので、過不足はありません。

なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、行政文書開示請求書及び収入印

紙600円分を返戻いたします。

別 紙

回 答 書

令和 年 月 日  
氏名

令和7年7月16日付け「行政文書開示請求について（意思確認）」について、  
以下のとおり、回答します。

※□にチェックを入れて回答願います。

- 上記4（1）の行政文書の開示を求める。
  
- 上記4（2）の行政文書の開示請求を維持する。  
(ただし、行政文書の不存在による不開示決定が見込まれます。)
  
- 本件開示請求を取り下げる。